

2017年7月3日

No.282

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 松井研一朗

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

4月13日の総務委では、自治体の臨時・非常勤職員の任用適正化、処遇改善を目的とした「地方公務員法及び地方自治法の一部改正案」の審議が行われました。又市征治議員は、問題点を指摘しつつ、臨時・非常勤職員の処遇改善への第1歩として賛成しました。

今回の改正によって処遇の悪化につながることはないのか

冒頭、又市議員は、自治体ではこの間の人減らしの影響で、臨時・非常勤職員が増大し、彼ら(彼女ら)なしには公共サービスが維持できないとの認識が大臣にあるか質しました。また今回の改正は臨時・非常勤の処遇改善、具体的には同一労働・同一賃金の原則を臨時・非常勤職員にも適用し、公共サービスの維持向上を目指すものか、見解を求めました。

高市大臣は、臨時・非常勤職員が地方行政の重要な担い手であり、改正によって任用の適正化・処遇改善を進めるとの基本的立場を明らかにしました。原田副大臣は、改正の趣旨は、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用の適正化をはかり期末手当の支給を可能とするものであると答弁しました。

又市議員は、①特別職非常勤職員の労組は、任用替えによって労働基本権がはく奪されるがその代償措置は何か、②会計年度任用職員が任期をこえて再任されることが可能か、③会計年度任用職員が再任されるとき、一か月の条件付き採用期間を設けることは不合理であること、④場合によっては一般職臨時・非常勤職員が法改正後も、任用替えされることなく現状の任用のまま維持することは可能か、総務省の見解を求めました。

高原公務員部長は、①勤務条件条例主義の適用や、人事委員会又は公平委員会に対する措置要求や審査請求などが認められる、②再度の任用の取扱いは、改正等に伴い変わるものではない、③再度の任用の際にも条件付採用が必要かという論点があるとしつつも、新たな職に改めて任用されたものとし、条件付採用の対象とするのが適切であると答弁しました。そして、④地公法第17条を根拠に、臨時・非常勤職員が引き続き任用が継続されるのは違法ではないと答弁しました。

会計年度任用職員をフルタイムとパートに分けることは新たな差別である

又市議員は、さらに、国家公務員では区別がないにもかかわらず、会計年度任用職員ではフルタイムの場合は給料、手当の対象とし、パートの場合は報酬、費用弁償の対象とすることは新たな差別を導入することになるのではないかと、これまでフルタイムで働いていた人の労働時間を短縮し、経費の削減に走る自治体が出てくる危険性があると指摘しました。またこの区別は「研究会報告」には存在しなかったものであり、なぜ後退したのか答弁を求めました。

高原公務員部長は、従来の地方自治法においても違いは存在したと強弁し、新たな差別ではないとしました。またフルタイムからパートへ移行させることは、今回の改正の趣旨に反すると助言していく答弁しました。「研究会報告」より後退した点については、自治体の意見を反映したとし、自治体の経費節減に総務省が加担したことが明らかになりました。

又市議員は、同一労働同一賃金原則の適用によって正規、非正規間の差別是正が求められているなか、今回の地方自治法の改正は、パート労働法の均等待遇、不合理な労働条件の格差を禁止している労働契約法第20条の原則からも外れているとして、大臣の見解を求めました。

高市大臣は、パートタイム労働法、労働契約法は、勤務条件が法令や条例などにより定められる国家公務員及び地方公務員にはなじまないと答弁し、はしなくも国家公務員、地方公務員の処遇が民間労働者から大きく立ち遅れていることを認めました。

最後に又市議員は、指摘した多くの問題点の改善に向けて引き続き努力することを総務省に強く要求しました。